

ユニバーサルツーリズム実現のために

増子勝義

1 はじめに

この論文では、ユニバーサルツーリズム(Universal Tourism)について若干の考察を行いたい。

「ユニバーサルツーリズム」は、本学部のホームページにも掲載したように、広義のウェルネスツーリズムの一角を成す。ウェルネスツーリズムとは「ゲスト（来訪者）とホスト（住民）がそれぞれの文化価値を提示し、交流するときに生み出される人と地球にやさしい旅」のことをいう。

この「ユニバーサルツーリズム」という新しい概念は、今のところは和製英語のご多聞にもれず、曖昧模糊とした概念にとどまっているといえるかもしれない。しかし、私たちは、ウェルネスツーリズムの「人にやさしい」を「どんな人にも優しい」と読み直すことで「ユニヴァーサルティ」を付与している。

他方、「旅のユニバーサルデザイン」といういい方もある。「旅のユニバーサルデザイン」は、建築の分野でできたユニバーサルデザインの思想を旅の分野に援用したものである。ここでも、そもそも建築物や物理的素材について使われていた概念を、旅という物理的形態のないものにあてはめることは可能か？ といった問いが立てられる。

いずれにせよ、助けの必要な人への行動や移動への配慮により、その人たちができるだけ同じ条件で同じ楽しみを得られるかという永遠の課題に挑戦するのが、本稿の狙いである。

2 「障がい」と旅

(1) ユニヴァーサルツーリズム

もともと「障害者」というのは、法的には申請をして障害者手帳の交付を受けた人をいうのであって、見た目や印象とは別である。

最近ではこの「障害者」の表記が物議を醸している。なぜなら、「障」も「害」もネガティブなイメージを抱かせるものであるからであり、「障がい」ないし「しょうがい」と表記する場合も出てきている。ここでは、「障がい」を採用する。

この障がい者の「旅」や「観光」をすることはもはやだれも不思議に思わない領域の出来事となっている。すなわち、デンマークで生まれたノーマライゼーションの原理を持ち出すまでもなく、これらは、障がい者の権利として広く認められることとなった。

ノーマライゼーション(normalization)とは、「ある国で障がいのない人が普通に生活している通常の状態と障がいがある人の生活状態とを可能な限り同じにすること」であり、この原理からすると障がいのあるなしにかかわらず「誰もが旅をする」権利をもつ。そのことを、筆者が強く印象づけられ

たのが、1990年の羽田澄子さんのドキュメンタリー映画「安心して老いるために」である。そこに登場したスウェーデン人の筋ジストロフィーの女性が、「年金でパーソナルアシスタントとともにスペインのマヨルカ島にバカンスに行く」と言っていたことに度肝を抜かれた覚えがある。確か、飼い猫まで連れてである。

ユニヴァーサルツーリズムの定義を改めて探してみると、「年齢、性別、言語、国籍、能力などにかかわらず、すべての人が同質で同等の旅の楽しみを享受できること」ということがもっともしっくりくる。

3 バリアフリーと旅

(1) バリアとバリアフリーとは？

上記のユニヴァーサルツーリズムを実現するためには、多くのハードルを越えなくてはならない。なかでも最も高いとされるのはバリアフリーの実現であろう。そこで、やや煩雑ではあるが、バリアフリーに関して流布している誤解を解く意味からも、ここで少しくその意味を考えてみたい。

まず、国土交通省によると、バリアフリーとは「高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、心理的な障壁などすべての障壁を除去するという考え方」のことをいう。

この定義に関連させて述べると、現実社会には、以下の4つのバリアが存在することになる。

物理的バリア

物理的バリアとは、目で見てわかることの多いバリアである。大学にある教壇や車椅子の方にとっての段差は、もっとも身近な例であろう。

制度的バリア

制度的バリアとは、規則の壁のことである。公的介護保険における1割負担の導入のために、ホームヘルパーを頼めないとか、デイサービスに通えないなどの例を思い浮かべればよいだろう。国土交通省のいう社会的バリアに含まれるとする考え方もある。

文化・情報のバリア

文化・情報のバリアとは旅行情報の不足をいう。端的には、目の不自由な方のための点字表記や案内の少なさ、公共機関の利用案内の不備等である。

心理的バリア

これらに対し、心理的バリアとは人々の中にある偏見・誤解・無理解・無知のことである。これらいずれかのために、悪気はなくとも、当事者を不愉快にしたり、傷つけてしまったりすることがある。

国土交通省による定義の字面だけをみれば、これら4つのバリアは完全に除去されなくてはならない。しかし、この定義が、一般の誤解を助長する。バリアの完全な除去には、恐ろしく時間とお金と労力が必要になるからである。あるいは、どんなにお金と労力をかけてもバリアの除去は不可能かもしれない。

結論から先にいえば、「真のバリアフリーとは、これらを人の力（human power）で乗り越えることである」と割り切ったほうがわかりやすい。

「人の力」とは、以下のようなことを意味する。たとえば、段差がある場合、そこを工事してスロープにすることは時間をかければ可能だろう。しかし、今すぐそこを通りたい車いすの人がいれば、そんな計画を立てたところで意味がなくなる。低い段差であれば、一人が押せば済むことであろうし、車いすを持ちあげなくてはならない高い段差や階段だったら、少なくとも4人の人間がいれば何とかなる。つまり、障がいを持った方には、生活においても旅においても同行者や時々援助者が必要だということである。まさに、旅は道づれである。

そこで、ここからは、バリアフリーとは「人の力でバリアを超えること」あるいは「バリアを感じなくすること」であるという視点からこのことを考察していくことにしたい。

(2) バリアを超えること

1) 物理的バリアを超える

物理的バリアについて考える前に「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を確認しておきたい。これは、2006年に制定されたバリアフリー新法とされているものである。

この法律に至るまでには、長い道程がある。

まず、1982年には、「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」が策定された。また、1983年には、「公共交通ターミナルにおける身体障害者用」施設整備ガイドライン」が策定された。

さらに、1991年から、新設の公共賃貸住宅は、原則バリアフリー化することとされた。

1994年、いわゆるハートビル法、すなわち「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」が策定され、あらゆる人の利用が想定される建築物の建築者に対し、高齢者や身体障害者が、円滑に建築物を利用できる措置を講ずることを「努力義務」として課している。本格的な高齢社会に備えて、高齢者や障害者の一層の自立と社会参加を促すために、良質な建築物のストックを高めることを目的とし、2003年4月1日には一定要件施設のバリアフリーを義務づけるよう改正された。

また、2000年、いわゆる交通バリアフリー法、すなわち「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が制定された。公共交通事業者や地方自治体を対象にバリアフリーの基準を定め、車内、各種乗降施設、駅前広場、道路などのバリアフリー化について定められている。2000年11月15日に施行されている。とくに、新設駅については拘束が厳しく、エレベーター、エスカレーター、スロープ、障害者対応型トイレ、ブロックなどの施設設置が、義務づけられた。改良措置を求める命令に従わない場合、百万円以下の罰金となるなどの罰則規定も整備された。

先のバリアフリー新法は、上記二つを統合し、さまざまな義務規定を設けている。ハートビル法以来の廊下、階段、スロープなどの規定がある。さらに、出入口、エレベーター・エスカレーター・手すり、災害時の誘導用設備等が考慮される。

しかし、すべての建物がバリアフリーになるにはそのような時間的猶予が必要である。

こんな例がある。ある大学の先生が、「まちづくり委員」としてある自治体の委員会に参加し、率直なコメントを求められたので、「電柱と電線をすべて地下に入れ、みにくい電飾看板を禁止しては？」と発言したら、二度と委員会には呼ばれなくなったそうである。同じようなことはたくさんある。別の先生は、ある町のバリアフリーの委員会でもかなり大胆な意見を述べたところ、「予算がかかりすぎる」という理由で却下されたのであった。

このように、今あるバリアフルな状態を物理的に何とかしようとするれば、膨大にお金と時間と労力がかかるのである。しかも、もっともネックになるのは、予算を言い立てる政府・自治体である。

2) 制度的バリアを超える

一般には、法律や条例・規則の壁、資格や講習・認定の制度をクリアするには、法整備が何より大事である。

たとえば、2002年に身体障害者補助犬法が制定されたが、こういった法整備がないと障害のある当事者はなかなか積極的に外出しようとはしないのではないか？ ちなみに障害者補助犬法では、施設等における身体障害者補助犬の同伴等について、以下のように規定している。

1. 国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生するおそれがある場合などはこの限りではない。
2. 民間事業主及び民間住宅の管理者は、従業員又は居住者が身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。
3. 身体障害者補助犬を同伴して施設等（住宅を除く）の利用又は使用する身体障害者は、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨の表示をしなければならない。

しかし、補助犬の入れるお店を増やすには、飲食店等でのホスピタリティマインドと合理的計算のかねあいにおいての判断にゆだねるしかないのが実情である。

3) 文化・情報のバリアを超える

上記のようなある程度大きな枠組みにおけるバリアの除去と異なり、文化・情報面でのバリアの除去というのは、繊細な五感に訴える部分が大きく作用する領域である。情報提供・展示・案内などが作用する領域である。

それぞれの感覚ごとの対応も大切になってくるが、ここでは、TDR（東京ディズニーリゾート）の対応が参考になるので紹介しておきたい（以下は一般パンフレット通とホームページ参照）。

- ① インフォメーションブック…テーマランド、アトラクション等の情報に加え、障がい者用トイレやその他の情報が載せられた冊子
- ② スケールモデル…おもに視覚障害者のためにアトラクション等を模型化したもの
- ③ 触地図…おもに視覚障害者のための点字地図
- ④ 触地図ガイドブック…おもに視覚障害者のための点字ガイドブック

⑤ インフォメーション CD…おもに聴覚障害者のための音声ガイド

⑥ ストーリーペーパー…おもに聴覚障害者のための各テーマランドのテーマ、アトラクションのわかりやすいストーリー説明

これらに加えてすばらしいのは、手動車いすが1日300円、電動車いすが2000円で借りられることである。また、ホームページには「お客様の症状に応じ、キャストができる限りの御相談に応じます。お気軽に声をおかけください」と記されている。

しかし、残念なことは、筆者が車いすで四苦八苦しながら疑似身体障がい者になってバリアフリーツアーを敢行しているときに、誰一人、筆者に「押しましようか」と声をかけてくれなかったことである。筆者が道を尋ねたスタッフでさえもである。すべてのスタッフが演技をしているのだとすれば、台本には是非介護士役も入れていただきたい。そう思うのは、贅沢なのであろうか？



「車いすでディズニーランド」



「車いすでのパレード見物席」

4) 心のバリアフリー

「人の力でバリアを超えること」すなわち、「こころの障壁除去はどう実現されるのか？」を考えた。その後、「ゲスト、ホスト双方の立場から何ができるか？」を考えていきたい。

心のバリアフリーとは、「さまざまな場面で助けを必要とする人々に自然にそれができる心の在り方」をいう。

助けを必要とする人たちの旅行熱の高さもすごいものがあるし、実際に出かけられる方が年を追うごとに多くなってきているのも事実である。その旅行を支えるのは、周りの人々の理解、すなわちこころのバリアフリーとホスピタリティである。

人々の理解とは、先にも述べたように、ゲストは障がいという個性はあるにしろ「生身のにんげん」であるということを忘れないことである。この基本線を外さなければ、そんなにひどいやり取りにはならない。思いやりを持って、相手の希望に添うことである。この点では、社会福祉というホスピタリティと共通のことを述べているにすぎない。

ホスト側のホスピタリティあふれる対応としては、Ⅰ いつでも手助け・介助のできる市民のいることが必要だ。そういった市民のいる町には優しさと強みとがある。また、Ⅱ 旅行・接客・サービス業等で、介助の専門員になりうる人材、たとえばケアフィッター、ヘルパー資格を持つ人材の積極登用が挙げられる。山形県鶴岡市でたまたま乗ったタクシーの運転手さんはヘルパー2級取得済みという名札をしておられた。そのタクシーには、なにかいつになくゆったりと安心して乗れた記憶があ

る。さらに、Ⅲ NPO やヴォランティア、地域団体等の営利企業の配慮不足を補う活動が期待される。そして、Ⅳ 情報提供（マップ・アクセス）、ショップモビリティなど、まちの中心街での電動いす・三輪車の貸し出しなど、さまざまな試みが行われつつある。

4 状態別の旅行主体とホスト

ここからは、誤解を恐れず、障がい別の旅のあり方をみていきたい。誤解を恐れずというのは、筆者は、ホスト側は障がいの種類に神経質になるよりも、そういった方々をもてなそうとするホスピタリティマインドをより大切にしていきたいと考えているからである。ここでのホスピタリティマインドとは、「相手がどのような方であるか見極めた上で、その方に合った最上のサービスをしたいという思いやりにもとづいた精神」である。

結論から先にいえば、これから状態別に見ていくことになる「すべての手助けが必要な方にとって、もっともありがたいのは、旅のあいだ出会う人々との温かい交流」なのである。しかし、心のバリアや知識不足のため、そういったことがなかなかできないのが現状である。

さらに言い換えると、どんなに障がいを持った人でもその人を楽しもうとする気持ち（ウェルネスマインド）があり、支える人にホスピタリティマインドがあれば、そこにすばらしい交流の空間ができるのである。

以上を踏まえて、以下では、i 準備・情報、ii 旅程、iii 観光行動、iv 宿泊の点から障がい者の旅についての留意点を書き出してみたい。

表1 障がい者の特性に合わせたサポート

	視覚障がい	聴覚障がい	身体障がい	知的障害	内部障がい
i 準備・情報 (携行するもの)	点字情報 音声情報	FAX 携帯電話 補聴器 携帯電話 メモ、筆記用具	バルアフリー 情報 トイレ 車いす等補助 器具	視覚情報 写真 絵文字等	医療情報 トイレ 医薬品
ii 旅程 (同伴)	乗り換えサ ポート 盲導犬 ガイドヘルパー	事故・遅延連絡 の徹底 聴導犬 手話通訳	バリアフリー 対応 ヘルパー 介助犬	乗り換え サポート 同行者	 ヘルパー
iii 観光行動	聴覚・触覚・味 覚・臭覚による 楽しみ 点字案内 音声案内	視覚・触覚・味 覚・臭覚による 楽しみ	現地ヘルパー バリアフリー 対応施設	わかりやすい アトラクショ ン	病院確報 (透析・救急時 など)
iv 宿泊	利用方法と介 助の説明	筆談 手話 予定変更や事 故情報の伝達	バリアフリー ルーム	わかりやすい い表示説明	ホームドクター 契約病院

(1) 視覚障がい者

i) 準備・情報

点字情報、音声情報で行き先と、旅程、宿泊先の様子を出来るだけ詳細に知ることが必要である。

ii) 旅程

視覚障がい者については、ガイドヘルパーや盲導犬（アイメイト）同伴の旅が考えられる。

ガイドヘルパーというのは、視覚障害を持つ方の移動を補助する人をいうのであって、適切なハートと資格あるいは技術があって初めて成立する援助形態である。

視覚障がい者の中で、アイメイトとともに生活する人は、現在 1045 組（2009 年 3 月 31 日）に上る。

ちなみに、日本航空では、予約時に知らせればアイメイトは無料で同伴できる。また、東京ディズニーリゾートでは、補助犬を「サービスドック」と呼んで同伴できるアトラクション、サービスドッグの排せつ等の対応について明示している。

ガイドヘルパーやアイメイトがつかない場合、乗り換えサポートだけやってくれるボランティア団体もある。

iii) 観光行動

観光行動については、視覚に障害があっても見えないことを除いて晴眼者とほとんどおなじ体験が可能であるという。その人なりの感じ方があろうはずである。

iv) 宿泊

視覚障がい者が単独で泊まれる施設は、まだまだ少ない。これは、規模の経済の問題だろうか？ すなわち、ベッド数がいくつ以上の宿泊施設ならば、必要だというような規範型の問題ではなく、ホスト側の考え次第のようである。

(2) 聴覚障がい者

i) 準備・情報

たとえ、準備段階であっても、聴覚障がいの方は、視覚情報に依存するしかない。ファクシミリやディスプレイの大きな携帯が便利であろう。

ii) 旅程

補聴器を使ってある程度聞こえる人はまだしも音声情報が全く入らない人の場合、アナウンス・放送は聞こえないから、変更や危険信号が入らない。したがって、そういった類の情報の伝達には念には念を入れたほうが良い。

また、補助犬の中でも聴導犬は数が少なく、2009 年 8 月 1 日時点で 19 頭しかいないからまだまだ人々の理解を得るといふ域には達しない。

iii) 観光行動

聴覚障害者もまた音以外のすべての感覚による感受が可能である。

iv) 宿泊

宿泊施設においては、危険時、災害時の伝達の徹底が必要である。筆談、手話など音声以外のあらゆる手段をとって伝達することが必要になってくる。

(3) 身体障がい者

i) 準備・情報

身体に障がいがある人の場合には、事前の旅行シュミレーションが非常に大切になってくる。まず、バリアフリートイレの場所と計画における休憩の回数、間隔等の綿密さが楽しさを左右することになる。

ii) 旅程

旅程は、介助者がいるかどうかで随分と違って来る。たとえば、車いすの一人旅ならば、できるだけ物理的バリアフリーが徹底した環境が望ましいが、それも人による。われわれの想像とは反対に、当事者たちはさまざまな不便を意に介さず海外まで飛びまわってしまう。そんな人を何人も知っている。

ヘルパー同伴でなければ、介助犬同伴という手もあろうかと想像するが、いかんせん日本の介助犬の数も僅か実働で49頭（2009年9月1日）と非常に少ない。

iii) 観光行動

車いすの人は、登山は無理だろうと想像していた。しかし、箱根のロープウェイで目撃したことがある。

また、シドニーの脳性まひセンターのマンリー・コミュニティセンターで2001年から毎年会っていた人たちは、気球には乗るわ！ ハーバーブリッジには登るわ！ 海には潜るわ！ それこそ何でもかんでもやりたがり、しかも介助者たちも工夫してそれを実行に移し、これ見よがしに記録していた。2005年の正月は、マンリービーチで遭遇した。

日本の障がい者もやろうとさえすれば何でもできることだろう。

iv) 宿泊

いまや、京成ホテルの例を挙げるまでもなく、バリアフリールームを用意するホテルは多いし、その情報はインターネットで検索可能だ。しかし、ここでも大事なものはホスピタリティマインドであり、ホスト側のやる気がすべてを左右する。

(4) 知的障がい者

i) 準備・情報

自閉症やダウン症の人たちも旅をするから、その人たちには、事前に視覚情報で旅行について伝えるとよい。

ii) 旅程

旅程については、乗り換えが難しい場合があるが、要所を押さえれば大丈夫である。

iii) 観光行動

行動に対して、わかりやすい説明が必要である。何かを購入するには、並ばなくてはならないこと、

遊園地のアトラクションには、やり方があることなどをやさしい言葉で理解してもらう必要がある。

iv) 宿泊

これもホスト側の考えかた次第だが、すべての説明を家族や同行者任せにする傾向がある。ある程度の説明義務を果たす必要がある。

(5) 内部障がい者

i) 準備・情報

透析施設やオストメイトトイレ、酸素ボンベなど医療情報を完璧にする必要がある。

ii) 旅程

特にトイレや休憩の仕方、服薬、処置の場所時間の確保などが明確な旅程表が必要である。

iii) 観光行動

昨今では、地元の医療機関と受け入れの確認や緩和ケアの必要性まで生じてきている。

iv) 宿泊

病院、ホームドクター、看護師等の配備または連絡法の確立が必要である。

最近では、広い意味の医療観光（メディカルツーリズム）が大繁盛で、検査後の長距離移動なども一時的に、助けが必要な中に含まれてくることは必定だ。

5 ユニヴァーサルツーリズム実現のために

(1) ユニヴァーサルツーリズムの主体

繰り返して恐縮だが、ユニヴァーサルツーリズムを主体者（ゲスト）側から考察すると、まず、「旅は、権利である」ということだ。だから、自分がどんな状態であっても、行きたい所へ行けばよい。ただし、権利を主張するばかりではだめで、そこで負ったリスクや必ずしも思い通りにいかなかったことの自己責任部分を引き受けることは、障がいを持たない人と同じ条件である。

そして、行くと決めたら、あとは綿密な準備をしてそれぞれのセーフティマネジメントを心掛けたい。そして、障がいを理由に不当な対応を受けた場合は「モノをいう」勇気を持つ。今は、IT 社会であるから、ブログなりなんなりで体験を公表できる。

(2) ユニバーサルツーリズムとホスピタリティ

ホストは、障がいを持った方がゲストとしていらしても構える必要はない。いつもゲストに接しているようなホスピタリティマインドを表現すればそれで済むことである。たとえば、薬を飲む水を所望されたお客様に冷たすぎる水を出さないことぐらいどんなホストでもできることである。

このようなゲストの身になった当たり前のおもてなしで十分カバーできることが大部分である。残り 10%のうちどれだけカバーしきれぬかを、明示することである。やや専門性が必要とされるのはこの時ぐらいである。

物理的には全くバリアだらけのある民宿が、障がい児を連れてくる家族のために一晩を貸し切りにしたという事例を聞いたことがある。そういったホストの気概を示せるかどうかである。「なぜ、そんなことをしなければならぬか？」と問う方は、ここでこの論文を読むのを中止していただきたい。これまで筆者が述べたことが無駄だからである。この次元では、損得を越えなければ何も始まらない。

(3) 結局は、交流

ゲストとホストの関係でいえば、相手の状態にかかわらず、お互いに人としての自然なやりとりが成立するところにバリアフリーツーリズムの存在する場がある。すなわち、お互いの様々な鎧を脱ぎ捨て、ペルソナを剥いだ人と人とのコミュニケーションが見られるとき、そこには、深い「情緒的共感」が生まれるかもしれない。「明るい挨拶」「笑顔とアイコンタクト」「傾聴」などのコミュニケーションスキルを意識しなくとも、構えずに自然にふるまえる関係性がある。それは、ゲストとホストの立場を超えた濃密な交流といえるかもしれない。お互いの心と心にバリアなどあるはずはなく、「このころのバリアフリー」などというしらじらしい言葉さえ融解する。

ユニバーサルツーリズムが成立するとすれば、物理的、社会的、文化的バリアフリーを前提にするのではなく、そういったバリアを人の力でバリアでなくするような行動様式を常とするところ、そのようなホスピタリティマインドのあふれるところでしかありえない。

そして、ユニバーサルツーリズムは、このことを理解している人には知恵と勇気をフルに用いることで到達する理念であり、理解していない人、理解しようとならない人にはとても困難な目的概念なのである。

【参考文献】

高萩徳宗 (2000) : 『バリアフリーの旅を創る』 実業の日本社。

千葉県商工労働部観光課 (2006) : 『ユニバーサルツーリズムヒント・実例集』 千葉県。

前田勇他 (2006) : 『観光の社会心理学』 北大路書房。

広瀬浩二郎 (編著) (2007) : 『ユニバーサル・ミュージアム』 読書工房。

服部克人 (2008) : 『ホスピタリティ学のすすめ』 丸善。

国土交通省ホームページ (住宅・建築)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/html/a01.html>

国土交通省ホームページ (ユニバーサルデザイン大綱)

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010711_.html

国土交通省ホームページ (知的障害、発達障害、精神障害のある方に対応したバリアフリー化施策)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

東京ディズニーリゾートホームページ (バリアフリー)

<http://www.tokyodisneyresort.co.jp/tdr/japanese/bfree/index.html>

Capability of Universal Tourism

Katsuyoshi Masuko

Abstract

In this paper I would like to clarify the meaning of “universal tourism” in contrast with “barrier free tourism” .

At first, it bases on barrier free tourism. Barrier free means not to get rid of barriers but to overcome four main barriers by ourselves. Four main barriers are physical, mental, cultural or informational and institutional barriers. In these, mental barrier free is most important and most difficult to realize. But it has close relationship with “ hospitality to everyone”, namely “universality”.

In the end universal tourism means everyone enjoys tourism irrespective of his/her age, gender, mother tongue, nationality, or competence and so on.

